

ヨーロッパ学術図書館事情  
— 納本制度の史的展望 —

Academic Libraries in Europe:  
A Historical Study of Legal Deposit system

丸 山 信  
*Makoto Maruyama*

*Résumé*

In postwar Japan, the library affairs in the United States have been much referred to in solving the problems of the library, but those of Europe seem to have been less referred to. However, recently the reports of American librarians' pilgrimage to libraries in Europe have appeared in the professional magazines in the American library world and special issues on the libraries in Scandinavian countries have often been presented. This has resulted in wide discussion on this subject. I happened to have had an opportunity to inspect academic libraries in 10 European countries last year and I thought I would take this opportunity to put in order my impressions and characteristics of the traditional academic libraries in the West.

The first characteristics is the acquisition policy, the second one is the rationalization of technical processing, the third is the training of librarians, and the fourth is the library building. However, what I wish to state here concerns the historical development of legal deposit system that characterizes the acquisition. In the Western countries, efforts were made to collect books under this system within their countries as early as the beginning of the 16th century, thus taking the lead in the world. Such libraries as British Museum Library, Bodleian Library of Oxford University, Bibliothèque Nationale in France, Uppsala University and University Library of Lund in Sweden, University Library of Copenhagen in Denmark and others have so far collected some 1,000,000 to 5,000,000 volumes. Further, the number of books in Berlin Free University Library, established after World War II, increases by more than 38,000 annually and the Library presently has a collection of 500,000 volumes.

It is considered that the legal deposit system has been one of the driving forces in these collections and it should not be overlooked that in Japan only the National Diet Library enjoys the benefits of this system. In case of the Western countries, however, each country has at least 3 or 4 deposit libraries and in some countries inventive methods for better operations of the deposit system can be observed, each library being given a specific theme to tackle. I have tried to get my idea into shape on the legal foundation and the details of the operation of these organization.

(Keio University Library)

- I. はじめに
- II. フランス
  - A. 納本の濫觴
  - B. フランス納本史
- III. イギリス
  - A. イギリス納本史
  - B. イギリスの現状と法的根拠
- IV. 西ドイツ
- V. 北欧諸国
  - A. スウェーデン
  - B. デンマーク
- VI. むすび

## I. はじめに

戦後日本の図書館の諸問題を解決し方向づける上にアメリカの図書館事情は大いに参考に供せられてきているが、ヨーロッパの図書館については比較的少ないように思われる。ところが最近米国図書館界の専門誌で米国図書館人の西欧図書館巡礼記やスカンデナヴィヤ諸国図書館の特集号が編集され、次第にヨーロッパの図書館事情も話題となってきている。たまたま昨年私は西欧10カ国の学術図書館を視察する機会をもったので、この機会に伝統ある西欧学術図書館の印象および特色をまとめてみようと思った次第である。

まずその特色の第1は文献収集策にあり、第2は整理業務の合理化にあり、第3は図書館員の養成にあり、第4は図書館建築にあったが、ここで論ずるのは第1の文献収集における納本制度の発展である。西欧諸国では全世界に魁けて16世紀初頭から300年の伝統があり、この制度によって国内文献の網羅的収集に力を注ぎ、大英博物館をはじめ、オックスフォード大学、ボードレアン図書館、フランス国立図書館、スウェーデンのウプサラおよびリント大学図書館、デンマークのコペンハーゲン大学図書館その他で百数十万冊から五百万冊余の蔵書を築きあげている。さらに、第二次大戦後誕生したベルリン自由大学図書館をはじめ西ドイツ各州の学術図書館でも、この納本制度と購入とによって年間2万から3万8千余の増加が見られ、蔵書数50万以上に達している。これらのコレクションの原動力の一つである納本制度は見逃すべからざる制度と考えられ、わが国では国立国会図書館のみがこの制度の恩恵に浴しているにすぎないのに、欧

州では1カ国内でも数カ所の納本寄託図書館が指定され、しかもある国では主題別に機関が分担しているという運用面の創意工夫が見られる。これらの法的根拠や運用面の詳細を知ると共に、長い納本の歴史における葛藤、消長を究めようとしたものである。

## II. フランス

### A. 納本の濫觴

すべての価値ある出版物を現在の読者のみならず後世の子孫のためにも、少くともその1部を保存し提供しようという人類の願望が、これに代るべき最良の方法が考えられるときは別として、図書館の長い歴史において納本制度として創案され、図書館発展の起因となって現在まで全世界の主要国家において採用されてきている。<sup>1)</sup>

「納本」という言葉は姉崎正見がフランス語“Le dépôt légal”から翻訳しているのがみられるが、<sup>2)</sup> 元来図書館専門用語“legal deposit, または copyright deposit あるいは the copy-tax または the delivery of printed copies”などを原語とするもので、<sup>3)</sup> 法律的寄託、著作権寄託、著作権税、印刷配布税などと翻訳することができるが、その内容は国または帝国、州、地方、連邦などがその地域における出版者あるいは印刷者からすべての図書、印刷物を無料で定期的に受領する方法であると定義づけられる。筆者は出版物を発行した場合、旧新聞紙法や旧出版法および現行国立国会図書館法などのわが国の法令で、どのような用語で表現されているかを調べた結果、「納付」、「納入」、あるいは「納本」、「献本」などの表現がみられ、特に「出版物の納入」という表現がもっとも多くみられたので、わが国法令上の慣習用語としても姉崎正見の「納本」という表現がもっとも適切であると考えられる。そこで以下の本論文でも「納本」あるいは「納入」、「納本寄託制度」または簡略して「納本制度」という用語を上述の意味で使用した。

「納本制度」の着想、起源はフランス王フランソワ1世によって創められたと諸種の文献で記されている。<sup>4)</sup> 1537年12月28日のモンベリエ法令によって、例外なくフランスのすべての印刷者または出版者はブルワにあった王室図書館にフランスで出版されたすべての出版物の1部を納入しなければならないことを命じている。さらに、外国で出版され、フランス国内において販売された図書は購入の対象となるので、王室図書館に申告しなければならないと命じている。これらの命令に応じない場合は刑罰として作品全部の没収がおこなわれたため、「納入」

された印刷物はフランス文献生産の永久的記録となっていた。フランソワ1世(1494-1547)の時代は絶対主義王政の成長期にあたり、貴族、教会勢力が抑えられたが、宗教政策において34年のプラカール事件以来新教徒の弾圧を許し、宗教上の対立を招いたが、一方彼はイタリアから美術家や学者を招き、美術品を輸入し、フランス・ルネサンス文化の偉大な保護者として活躍した。15世紀の代表的貴族文書館 *Librairie d'Angoulême* をブルワに移し、また彼自身イタリア、東ギリシャ、東洋のマニスクリプトの収集に着手し、1522年には古典学者 *Guillaume Budé* (1468-1540) を王室図書頭に任命し、1534年には彼に命じてブルワの図書館とフォンテンブロウの新しいコレクションとを合併させた。また Budé の死後は人文学者 *Jacques Lefèvre d'Étaples* (1455-1536) と詩人 *Mellin de Saint-Gelais* (1487-1558) とに王室図書館を管理させ、学者の要請に応じて図書を公開している。ブルワの王室図書館がパリに移転した後も、「納本制度」を継続しているため、王室図書館のコレクションが年と共に増加し、フランス国王はこれを大いに自慢の種としたといわれている。

## B. フランスの納本史

フランスは印刷物の納入を1537年法律的制度として実施した最初の国であることを前述したが、納本の目的は歴史の展開と共にその時代を反映しているが、(1) 文化政策上後世の子孫に国民文化の記録を遺すこと、(2) 司法上出版物の著者の権利を保護すること、(3) 政治的に出版物を検閲すること、などが考えられ、為政者によって繰り返されてきている。

1617年の法令では、1537年のフランソワ1世の文化政策上の納本目的から離れて検閲の要素を含んだ条件を規定し、2部を納入することを命じている。しかし、その後17世紀から18世紀にかけて常に王室図書館員により納本に関する不平が訴えられ、納入部数を法令上さらに強化しようとするたえざる運動が繰り返えされ、1672年には注目に価することが起っている。それは銅版画などは少なくとも20年前まで可避できる事後法の条項を盛り込んだ判決が1672年5月17日に参事院<sup>6)</sup>で要求されたのである。フランス革命期には文化政策的目的は無視され、著者を保護する著作権法が考えられ、1793年7月19日から24日にわたる法令において、前の検閲的法令より一層著作権保護の立場を明確にした規程が盛り込まれた。

例えば、作者不明の著書は納入する必要がなくなり、

さらに著作権を必要とするいかなる文献も自発的に納入することが望ましく、この規程の結果国立図書館(*Bibliothèque Nationale*)を納本収蔵機関と指定することになった。

王政復興後1810年ナポレオン1世は再び政治的目的から出版の検閲を目的として納本を法律によって強制しようとしたが、やがて失脚したため、1817年ナポレオン1世の強化した警察庁長官の権限を内務大臣が合併吸収し、1828年には2部の納本のうち1部だけ保存させたが、まもなく再び2部を保存させている。

その後、しばしば法律や政令によって改正修正をおこなっている。すなわち、1925年3月19日付法律では、1部は内部省内納本管理局および県庁属納本管理局事務所に納入し、別の1部は発行者から直接国立図書館に送らせている。さらに、1933年12月29日付政令では、定期刊行物の行政規程を作り、図書と同様に版が相違すれば定期刊行物のすべての版も納入の対象となると規定している。これはいずれも1943年6月21日付の最新の法律によって修正されている。その要点は従来の内容を一層近代化すると共に用語の統一と明確化を計り、そのねらいは文化政策的法案であると共に、地方地区図書館の発展のために、印刷者に19の地方納本収蔵機関に納入することを規定している。規程は全体を3編で構成し、第1編は第1部と第2部に分類し、第1部では納本制度対象の印刷物の性格、除外される印刷物、納入部数などを規定する。第2部は印刷者または製作者の納本を規定している。第3部は出版者の納本を規定している。第4部は納本業務機関の組織を述べている。第2編は罰則を規定し、第3編は従来諸法律、政令との関係を規定している。<sup>6)</sup>

フランスの図書館関係の統計資料は国立図書館に照会したが、入手できなかったため、データは古いが参考までに1929年度における国立図書館の納本統計をあげると次の通りである。<sup>7)</sup>

〔納本〕	
図書	12,079
定期刊行物	496,000
地図	490
音楽書	3,950
その他	22,000
小計	534,519冊

ヨーロッパ学術図書館事情

(寄贈)		
	図書	42,357
	地図	2,698
	小計	45,055冊
[購入]		
	図書	2,583
	定期刊行物	23,500
	小計	26,083冊
	総計	605,657冊

なお、納本された出版物—図書、逐次刊行物、絵画、音楽書、地図、学位論文、官庁出版物は、1811年以来 *Bibliographie de la France* という名称で全国書誌が刊行されてきている。

III. イギリス

A. イギリス納本史

イギリスにおける納本制度のはじめと見られるものは、1610年オックスフォード大学ボードレアン図書館と英国書籍出版業組合 (the Stationers' Company) との間で協議して生れたものである。それ以前も任意制でおこなわれていたが、トマス・ボードレイが書籍出版業組合を説得し、無料で彼の新図書館にすべての出版物を納入させるようにしたのがはじまりであろう。<sup>8)</sup> この行為は、「ボードレアンの同意」とよばれ評判の良いものであった。この英国書籍出版業組合は1557年以来王勅許の組合であり、オックスフォードとケンブリッジ大学以外のすべての印刷者、出版業者を支配することができ、創設以来加盟組合員の出版物はすべて登録されていたから、この「ボードレアンの同意」は歴史的に賞讃に価する立派な外交であったといえる。しかしながら、この同意の大きな弱点はその非公式な条文であり、あくまでも私的な同意であったから、5年にもならないうちに納本数が減少していった。ここにフランスのように法令で規定し、国王の権威と刑罰とによったものとの相違が認められる。

この「ボードレアンの同意」は1637年高等裁判所<sup>9)</sup>の法令によって強化され、納本に応じない者には重い罰金を定め、または投獄することを規定したが、1640年には、高等裁判所がその陪審も用いないのは極めて専断不公平であると世論が反対したので、廃止されてしまった。そこで納本に関するイギリスでの最初の法律的制度の制定

は、1662年チャールズ2世によっておこなわれた。この1662年から1692年にかけての出版事前許可制法<sup>10)</sup>は王室図書館とオックスフォードおよびケンブリッジ大学図書館の使用のためにすべての新刊書の最良のもの3部を納入することを規定している。この義務は時々途切れたが1695年頃まで継続し、アン女王時代 (1702-14在位) 1709年にはじめて制定された著作権法<sup>11)</sup>によって変更された。これによれば、最良の新刊書9部を納入することを規定し、納入する機関は王室図書館のために1部、オックスフォードとケンブリッジ大学のために各1部、スコットランドの4つの大学に各1部、さらにエジンバラの弁護士会に1部、ロンドンのシオン・カレッジに1部、総計次の9部である。

Royal Library	1 copy
Oxford, Bodleian Library	1
Cambridge University Library	1
Scottish Universities	4
Edinburgh's Faculty of Advocate	1
Sion College, London	1
	9 copies

1739年これら9部をさらに14部に増加しようとする議会法案が提出されたが承認されなかった。1800年ジョージ3世 (1760-1820在位) 時代にアイルランド合併によりアイルランドの著作権法を統合し、1801年の法令<sup>12)</sup>でさらにトリニティ・カレッジとキングズ・インの二つのダブリン図書館のために2部追加されている。しかしながら、この法令は1814年の著作権法にも主張されたが、ウィリアム4世時代 (1830-37在位) 1836年の法令では、シオン・カレッジと4つのスコットランドの大学、ダブリンのキングズ・インの6つの図書館がその特権を失ってしまい、その代償金として年額3,000ポンドの整理公債基金<sup>14)</sup>を前述の6つの図書館で分配することになり、継続支給されている。そこで納本制度の特権を保持している機関は、1757年ジョージ2世が納本制度の特権と共に自分の王室図書館を大英博物館に寄贈した大英博物館図書館<sup>15)</sup>と、オックスフォード大学ボードレアン図書館、ケンブリッジ大学図書館、エディンバラの弁護士会、それにダブリンのトリニティ・カレッジの5つの図書館となっている。1842年ヴィクトリア女王時代 (1837-1901在位) に大英帝国著作権法<sup>16)</sup>によって再確認され、さらに1911年ジョージ5世時代 (1910-36在位) に帝国著作

権法<sup>17)</sup>によってウェイルズ国立図書館が追加され、総計6つの図書館が納本寄託図書館となり、さらに内容的には納本の対象が音楽、絵画類まで拡張された。

### B. イギリスの現状と法的根拠

現在イギリスで納本を規定する法律は前述の1911年制定の著作権法46章15項によっている。この著作権法は7カ条から構成され、第1条は大英博物館図書館に関して規定している。すなわち、“1条。英国内で発行されたすべての図書の発行者は、発行後1カ月以内に自費をもって大英博物館の理事会に図書の1部を送ること。理事会はそれに対して、受領書を送ること。”である。第2条では、その他の5つの機関について規定している。すなわち、“2条。発行者はまた次の図書館——オックスフォード大学ボードレアン図書館、ケンブリッジ大学図書館、スコットランド国立図書館、ダブリンのトリニティ大学図書館、ウェールズ国立図書館の管理当局のために、図書の1部を請求書に指定されたロンドンにある図書貯蔵所<sup>18)</sup>に、当局の方針に従って送ること。すなわち請求書を図書の発行後12カ月以内に受領したならば、受領後1カ月以内に送ること。また発行以前に請求書を受領したならば、発行後1カ月以内に送ること。百科事典、新聞、評論雑誌など何号かあるいは何冊か連続して発行されるもの場合は、請求書はその後に発行されるものも含めて出されるものである。”次に3条、4条では納入される文献について物理的形体的条件を規定し、5条ではウェールズ国立図書館への納本の種類について、“商務省で作成された規程で明記するような種類の図書は含まれない”と制限事項を入れている。6条では納本を怠ったときの罰金を規定し、7条では納本の種類として、図書の定義ならびに納本しなくてよいものを規定している。この例外については、さらに1932年10月12日付の大英博物館法 (British Museum Act, 1932) が1911年著作権法15項について、ある種の除外する出版物について、大英博物館理事会の権限で次のような細則(省令)を作成している。

- 1) 主として商業広告からなる出版物。
- 2) 1918年国民代表法 (選挙法) に基く投票者登録簿。
- 3) 1907年特許法に基く発明の登録簿。
- 4) 地方鉄道時刻表。
- 5) カレンダーの類、未記入の会計帳簿、受領証、その他。
- 6) 宗教教育上のテキスト、初等教育用テキスト。

### 7) 壁ビラ、ポスター類。

これらの処置は納本制度は国内出版物を完全に収集しようとする場合、一面では非常に便利な方法のように見えるが、一方では、実際にはこの中に学術的価値あるものは恐らく $\frac{1}{8}$ にすぎないといわれるように、<sup>20)</sup> あとの残り $\frac{7}{8}$ の無価値な文献が納入されるのであるから、保存のため非常に無駄な書架が必要となってくるという矛盾を解決しようとしたものであろう。さらに、1911年の著作権法を補足するものとして、1836年の法令で、納本制度の特権を失ったシオン・カレッジ、ダブリンのキングズ・イン、スコットランドの4つの大学の代償金支給の件と、1925年のスコットランド国立図書館設置に関する法令 (An Act to establish a National Library in Scotland.....) とがある。このスコットランド国立図書館というのは、エディンバラ弁護士会図書館 (Private Library of the Edinburgh's Faculty of Advocates) の後身であり、1709年の著作権法によってすでに納本の特権を得てきている伝統的名門なのである。以上のような納本制度の背景にある法的根拠によって納本が施行されているのであるが、時代の進歩と共に変更されるので、それらはその時々発表されるユネスコの出版物<sup>21)</sup>で補足追加する必要がある。

さて、最後に以上の規程が実際にどのように運用され、効力を発揮しているかを知るために、昨年の視察のときにオックスフォード大学ボードレアン図書館などを案内していただいた D. S. Porter 氏に手紙を書き、納本制度による実態をアンケート形式で照会した所、早速に次のような返事を図書課 (Dept. of Printed Books) からいただいた。

—◇◇◇—

ボードレアン図書館

オックスフォード大学

1965年12月31日

拜啓

ボードレアン図書館はオックスフォード大学の図書館であり、300人程度の人々が働いています。蔵書数は約300万冊であると計算されます。

法律によって大英帝国と北アイルランドで出版されるすべての出版物の1部は無償で要求することができません。図書館で受ける利益の詳細は議会の法令で決められ、ロンドンにある皇后陛下の図書貯蔵所から手に入れられます。

なお全国書誌としてロンドンの大英博物館図書館によ

り、*The British National Bibliography* が作成され、出版されています。

敬具

D H M Assistant Librarian

慶応義塾大学図書館

丸山 信殿

なお別紙に、1963～64年の年報の1部を切り抜いて、統計資料として送っていただいた。それによると、次の通りである。

図書館概要として、まず創立年は1598年と記されている。普通 *World of Learning* やその他オックスフォード大学ボードレアン図書館についての文献では、1602年と書かれている。蔵書増加数は表1のとおりである。

表1. 蔵書増加数  
(Radicliffe と Indian Institute の数は含まない)

年度	1963-1964		1962-1963	
	vols.	parts	vols.	parts
寄 贈	11,744	26,760	13,556	25,599
納 本	27,762	48,342	16,117	55,825
購 入				
国内文献	540	4,116	805	4,418
外国文献	11,289	19,097	10,763	18,743
古 本	3,439	422	2,641	
総 計	54,774	98,737	43,882	104,585

1963-64年の場合購入は大部分外国文献と逐次刊行物であり、27,218ポンドの購入費である。その他、Foreign Book Reserve Fund として1,054ポンド使用している。寄贈は Clarendon Press からのもので、ロシア文献の交換に使用している。古本購入には、5,845ポンドを使用し、その内マニスクリプトと貴重書の保存基金として、1,105ポンドが準備されている。

## VI. 西ドイツ納本史

ドイツは1871年プロイセンヴィルヘルム1世(1797-1888)によって一つの近代国家として統一されてからいまだ1世紀にも満たないし、さらに度重なる戦争と政治

的变化により、図書館制度においても他の国々では見られない特色がある。そのもっとも特異な点は、古くから地方分権の発達した国だけあって、各州および地方図書館がその伝統と特色を守り、地方に優れた文化と学術を発達させ、そのためにいわゆる大英博物館、フランスの国立図書館、アメリカの議会図書館と並び称せられる国立図書館をもたないが、地方に分散している有力な図書館群はよく図書館相互貸借制度を発達させ、そのもっとも代表的な図書館はベルリンのプロイセン国立図書館であり、ミュンヘンのバヴァリア国立図書館であろう。さらに、その国立図書館の機能を果すものとして、ドイツ文献のため国家的納本参考図書館ともいふべき *Deutsche Bücherei*<sup>22)</sup> が1912年ライプツヒに創設され、1913年以來のドイツ文献を全国書籍組合の自発的な同意から寄託される図書で、今日まで続く *Deutsche Bücherverzeichnis* という名称の全国書誌を発行している。第二次大戦後、ライプツヒは東ドイツに編入されてしまったので、西ドイツでは同様に1946年に *Deutsche Bibliothek* をフランクフルト・アム・マインに創設し、1945年以降のドイツ文献を *Deutsche Bibliographie*<sup>23)</sup> という名称で全国書誌を発行する。もう一つのドイツの図書館の伝統は、その使命を学術研究者のために主として果してきているという点である。それは1810年ベルリン大学を創設したヴィルヘルム・フンボルトの大学に対する考え方によって、いみじくも表わされている。すなわち、教授の仕事の一つは創造的研究によって人類の知識に何かをつけ加え、総合することであり、その二つは学生に対し講義と討論とを通じて学術研究の基礎知識を伝達してゆくことである。もちろんこの考え方は大学図書館に反映され、また大学図書館のみならず民衆図書館の根底にも存在し、全ドイツ図書館制度の支配勢力となっている。<sup>24)</sup>

さて、史的考察に移ると、納本制度のはじめと考えられるものは、フランスにおけると同様の方法で、1624年8月26日の神聖ローマ皇帝フェルディナンド3世(1608-1657)の公書は王室図書館にすべての印刷物の1部を納入するよう要求している。<sup>25)</sup> しかしながら、前述したようにドイツにおいては地方分権が発達して各州あるいは地方にそれぞれ有力な図書館が発達しているので、全国的な納本制度の発達はみられず、有力な図書館の中にそれを実施しているのがみられ、この特色は現在まで継続していることである。その代表は、かつてのドイツの中心的存在であったプロイセン国立図書館である。この図書館は1654年4月20日ブランデンブルグ選挙候とよば

れたフリードリヒ・ヴィルヘルム大選帝候 (1620-1688) の命によって創設され、その後継者ブランデンブルグ選帝候フリードリヒ 3 世 (1657-1713) は図書館事業に努力した皇帝であり、彼の新しく作った図書館は Königliche Bibliothek zu Berlin と称され、図書館の専任者を任命し、図書館利用規則を作り、開館時間を定め、秘蔵顧問官や学術団体会員に公開したほどである。この皇帝時代、1699年に租税として納本を義務づけた法令 (Pflichtexemplare) を規定したのである。しかしながら、後継者の時代は戦争また戦争という国家存亡の秋にあたり、図書館の発展は振るわなかった。図書館の唯一の資料源となった租税納本もごく少数の出版者から納入されるにすぎなかった。そこで1824年の法令によって納本制度の強化を計っている。プロイセン帝政時代になっても、この国では全国的な納本を強制する法律は作られず、伝統的に存在するわずかな州において実施されたにすぎなかった。

戦後の事情を今回の渡欧の機会に、ベルリン自由大学図書館長 Guido Auster 博士から御教示をいただいた。現在西ドイツ連邦共和国における各州それぞれの法律を制定しており、1部はフランクフルト・アム・マインの

Deutsche Bibliothek に納入し、さらに、次の諸州で納本を実施している。

すなわち、(1) Baden-Württemberg, (2) Bayern, (3) Hamburg, (4) Hessen, (5) Niedersachsen のライン地方のみ、(6) Nordrhein Westfalen, (7) Rheinland-Pfalz である。そして以上の各地方の工科系大学を除いた総合大学図書館あるいは州立図書館は、その地方特有の法律によって自分の地域内の出版者からすべての図書、パンフレット、定期刊行物を無料で受領している。しかしこの方法によると、大きな企業の出版者の集中している地方の図書館は年間かなりの額にのぼる出版物を納入されるが、少い地方は逆にそれだけ少い出版物しか納入されないという地域差がでてくるので、委員会が発足して統一性を計ろうとしているが、むずかしい問題が山積している。<sup>26)</sup> 各地方の実状は統計によると、表 2 の通りである。

最後にベルリン自由大学の事情を述べると、その設立趣旨は元のプロイセン国立図書館、フンボルト大学図書館はすべて東独に移り、西ベルリンには十分な学術図書館がなかったので、1948年5月エルンスト・ロイター館長の下に自由大学図書館設置準備が進められ、1951年フォ

表 2. 西ドイツ主要学術図書館蔵書年間増加状況 —1962年—

機 関 名	購 入	交 換	納 本	寄 贈	補 助 金 入 購 入	計	総計中の 外国文献
Freie U. Berlin U.B.	27,114		11,193			38,307	22,228
Bonn U.B.	10,644	6,221	4,634	3,828	851	26,178	6,719
Freiburg U.B.	10,392	8,266	1,591	2,702	135	23,086	7,929
München S.B.	30,692	6,514	13,617	6,691	7,283	64,797	35,004
München U.B.	6,898	7,146	6,401	964	15	21,424	5,036
Hamburg Stu. U.B.	15,146	10,028	1,606	5,270	3,462	35,512	16,611
Frankfurt Stu. U.B.	15,531	3,367	3,062	2,844	2,121	26,925	8,553
Münster U.B.	13,315	7,467	2,124	2,511	965	26,382	9,209
Göttingen Stu. U.B.	13,098	5,941	2,231	4,560	6,477	32,307	14,914
計	150,711	58,930	46,459	30,725	22,304	309,129	126,203

- (註) (1) Freie U. Berlin U.B. は1964年度のデータである。  
 (2) Jahrbuch der Deutschen Bibliotheken (40) 1963, p. 389 より抜粋。  
 (3) U.B.—Universitäts-bibliothek, S.B.—Stadt-bibliothek, Stu. U.B.—Stadt-und Universitäts-bibliothek の略。

ード・ファンデーションから100万ドルの基金を受けて完成した。しかし蔵書はほとんどの大学が数百年もかかって収集したものであるから、自由大学図書館はそれらと比較することはできないが、各方面の協力によって増加していった。ベルリンの宝くじ基金で、歴史、政治、社会学、ヘーゲルなどの貴重な文献がフリードリヒ・マイネッケ図書館、フランツ・ノイマン図書館、フリードリヒ・ビュロウの図書館などから購入された。さらに、1953年以降ベルリンの出版書籍組合との協定によって出版物の大学図書館への納本が声明され Springer, de Gruyter, Vahlen, Beck, Dunker & Humboldt, Gebrüder Mann などの大出版社の出版物が完全に図書館に納入された。1964年現在357,372冊の図書と176,149冊の博士論文を所蔵するようになり、54名の館員、55名の書記が働いている。年間増加数は図書、パンフレット、定期刊行物を合せて38,307冊であり、その中寄贈、交換、納本が11,193冊、購入27,114冊である。購入予算は551,500ドイツ・マルク、特別予算1,086,854ドイツ・マルクとの事である。

## V. 北欧諸国納本史

### A. スウェーデン

スウェーデンの納本制度は、ヨーロッパでも早くから実施された国であり、1661年にはすでに法律によってストックホルムの王室図書館(Det Kungeligebibliotek)が納本寄託図書館の指定を受けている。この王室図書館は国立図書館であり、創立は16世紀中期バサ王朝に遡ることができるが、実際に組織されたのはウプサラ大学創立者グスタブス・アドルフスの娘クリスティナ王女の在位1632年から1654年の間とされている。女王の継承者チャールス10世がポーランドやデンマークの従軍から持ち帰った文献を土台としてコレクションを作りあげたが、不幸にも1697年の宮殿の火災のためコレクションの大半を焼失してしまったため、以後70年ばかり納本制度の恩恵から離れていたこともあったが、1768年新しい宮殿が完成したので再び復帰した。この時代にスウェーデンおよびアイルランドの古い時代のマニスクリプトの寄贈があり、1800年頃までに蔵書が3万余冊に達したという。最近の予算は、20,000ポンドから30,000ポンドの購入費があり、文部省の管理下におかれており、スウェーデン国立図書館としての責任のみならず、加えてストックホルム大学の文学、法律、社会科学の学部図書館としての機能も備えているので、芸術、文学、法律その他社会科学の

文献を中心として収集している。またスウェーデン官庁出版物の交換センターとしても活躍し、約100万の図書、3万の新聞、200万のパンフレットや学位論文、15,000のマニスクリプト、古地図などを所蔵している。

このほかスウェーデンには学術図書館で納本寄託図書館の指定を受けているものが4カ所ある。すなわち、ウプサラ大学、ルント大学、ゲーテボルク大学、ウメオ研究図書館である。そして、それぞれがスウェーデン文献を分担して専門に収集している。まず、有名なウプサラ大学は創立1477年でスカンジナビヤ最古の大学であるが、実際に図書館が形成されたのは1620年グスタブス・アドルフによってスウェーデン中世の文献バズテナ・アベイ・コレクション (Vadstena Abbey Collection) が寄贈されたときからはじまり、1692年にはスウェーデンで第2番目の納本指定図書館となり、さらに1707年にその実施を一層確実なものとした。同様にルント大学でもウプサラ大学より6年遅れて1698年第3番目の納本指定図書館として国王から許可され、完全に実施されたのは1800年頃であるといわれる。ルント大学は南スウェーデンのマルメ市から10マイル北に入った古い大学街であり、創立は1668年で3年後に図書館ができ、1818年にはヨーロッパでも最も早くから国際交換を実施してきている。現在は海外の4,200余の大学、研究所との資料交換をおこなっており、逐次刊行物9,000点のうち6,000点が海外のものである。1907年には現在の図書館が建設され、翌1908年には石川千代松理学博士が研究のため来館されていることが「芳名帖」で知らされた。蔵書数は約100万余冊の図書とマニスクリプト13,000冊、学位論文50万余があるという。第4番目の納本寄託図書館は最近1961年より国立となったゲーテボルク大学である。この大学は理工科系大学で1778年王室科学協会として創立され、さらに1861年ゲーテボルク博物館となり、その後私立高等学校さらに私立大学となって現在に至っている。ここは1921年納本寄託図書館といっても、1949年までは法務省にすべての印刷者が検閲のため提出しなければならない印刷物を納入する場所として指定された図書館であり、完全な納本寄託図書館となったのは1950年以降である。その代りの機関として、1950年より北スウェーデンのウメオ研究図書館が法務省に検閲のため提出すべき印刷物の納本所として発足したのである。

以上の各図書館のために印刷者は半年末毎に必ず3カ月以内の出版物を4部納入しなければならない。また国外で出版されたスウェーデン関係出版物を出版者によっ



て納入されなければならない。しかしながら、出版者あるいは印刷者は納本する場合、郵便料は無料である。

## B. デンマーク

大抵の国々で分類されるように、デンマークでの図書館組織は、(1) 国立および学術図書館、(2) 公共図書館、(3) 専門図書館に分類されるが、このうち、(1) グループに属するデンマーク国立図書館 (Det Kungeligebibliotek)、コペンハーゲン大学図書館、アールフス大学図書館はいずれも国営であり、もっとも大きく、デンマークを代表する。教育制度は国立ですべて無料であり、高等教育機関が47あり、うち総合大学が前述の2校である。<sup>27)</sup> 特にコペンハーゲン大学は1500年以前にすでに創立された中世時代のヨーロッパの大学の伝統を受け継いだ教授団システムを中心として発展した大学である。これら三つの図書館は法律の保護によって納本制度が実施され、一般大衆にも開放されている。すなわち、デンマークにおいて最初に納本制度が実施されたのは1697年デンマーク王室図書館であり、石版、楽譜、銅版およびその他の印刷者を含む国内のすべての印刷者は、王室図書館に各1部を無償で納入しなければならないという印刷物の納入義務を法律で規定している。さらに、1902年には法律が改正され、コペンハーゲン大学とアールフス大学とが加えられた。ここで注意を要するのは、王室図書館とコペンハーゲン大学図書館との相互関係である。王室図書館は18世紀中頃から王立図書館として認められてきたが、それ以前はコペンハーゲン大学図書館がその名誉をもっていた。そこで1902年にコペンハーゲン大学図書館は正式に法律によって納本寄託図書館に指定されているが、実際は1697年にデンマーク王室図書館が納本指定図書館となったときの図書館はコペンハーゲン大学図書館であるわけである。<sup>28)</sup> またさらに、1927年7月1日付公共図書館へ義務的に交附すべき印刷物に関する法律によって、従来の法律では納本印刷物の種類が明確でなかったため、どんなものでも納入され、図書館が紙屑屋同然にもなりかねないので、納本の対象となる印刷物や納本機関によって納本の種類や手続方法においていくつかの改正を試みている。すなわち、納本機関、納本者、納本の種類について、第1条において次のように規定している。“石版、楽譜、銅版およびその他の印刷者を含む国内のすべての印刷者は、以下にのべる例外を除いて、王立図書館、アールフス国立図書館およびコペンハーゲン大学図書館に各1部を無償で納入しなけれ

ばならない。ただし大学図書館への納入は、大学図書館側より請求があった場合に当該印刷物を1部納入するものとする。印刷以外の方法、例えば写真技術によって作られる地図、肖像、絵画等についても、これが納本の対象となっている図書の一部や附録である場合には、同じく納入の義務がある。外国の出版者が、この国の印刷その他の方法で出版活動をなした場合には、すでにのべた国内の出版者と同様にこの法律に従って出版物を納入しなければならない。(以下略)<sup>29)</sup> つぎに、第3条では、新聞の納入機関とその種類を、“大学図書館には第1条の規定にかかわらず、コペンハーゲン市内で発行される全新聞を1部ずつ納入する”と大学図書館の重要性からみて例外を規定している。さらに、1927年の改正で重要なものは、従来デンマークで出版される出版物のすべてを各納本寄託図書館で受領していたものを主題別によって機関が分担収集する方向に進展したことである。すなわち、1927年以降はコペンハーゲン大学図書館は自然科学系と医学系との出版物について、しかも大学図書館が請求したものに限り納入されるようになり、王室図書館は人文科学系出版物に重点をおくようになっている。<sup>30)</sup> 続いて実際の運用について、さらに1939年12月18日にはより内容を明確にするため施行細則を公布している。主要点は、納入義務の出版物の種類と範囲を細則第1条および第2条で明確にし、特に納入の義務のないものとして次のように規定している。

- 1) 内容が変わらない再刷。
- 2) 地方的ないし特殊な雑誌、新聞。
- 3) 抜刷り。ただし月刊誌の論説の抜刷りは除く。
- 4) 図解および補足的説明資料。
- 5) 時刻表。
- 6) 洗礼、結婚等家族の出来事を記したもの。
- 7) 讃美歌の再版である埋葬歌集。
- 8) テキストのついていない絵だけのカレンダー。

次に、4条では納入の時期、9条では大学図書館の請求方法、11条では納入義務の遂行に関する管理などが重要事項である。

国立図書館であると同時に大学図書館の機能をも果しているコペンハーゲン大学やアールフス大学などでは、一般大衆の要求にも応じて大学図書館が開放されているのであって、このように大学図書館が公共図書館の性格をもって一般大衆に結びついている点はわが国では考えられないデンマークの特色であろう。この点は、ヨーロッパの他の国々でも共通に見られたもので、例えば、ド

イッの大学・都市図書館 (Universitäts und Stadts-Bibliothek), スイス, ノルウェー, スウェーデンの学術図書館でも見られ, これらは図書館の発展の社会的起因の一要素とも考えられる。

## VI. む す び

以上フランス, イギリス, 西ドイツ, スウェーデン, デンマークの納本制度を通して, 王国から発展したヨーロッパの伝統的国々のあらましを述べたが, 同じ納本制度という観点からみても, その国その国での国情の相違

表 3 納本寄託図書館一覧  
—指定年代順—

機 関 名	指 定 年	創 立 年	国 名
Bibliothèque Nationale	1537	1480	France
Österreichische Nationalbibliothek	1579	1526	Austria
Bodleian Library, Oxford University	1610	1602	U. K.
Det Kungeligebibliotek (Stockholm)	1661	1632-54	Sweden
British Museum Library	1662*1)	1753	U. K.
Cambridge University Library	1662	15th c.	U. K.
Uppsala University Library	1692	1620	Sweden
Universitetsbiblioteket (Copenhagen)	1697	1482	Denmark
Det Kungeligebiblioteket (Denmark)	1697	1657-64	Denmark
University Library of Lund	1698	1671	Sweden
Die Preussische Staatsbibliothek*2)	1699	1659	Germany
Library of the University of Helsingfors	1707	1640	Finland
National Library of Scotland*3)	1709	1682	U. K.
La Biblioteca Nazionale, Madrid	1716	1712	Spain
Library of Trinity College, Dublin	1801	1591	U. K.
Oslo University Library	1815 (1882)*4)	1811	Norway
Biblioteca Nazionale Centrale, Florence	1848	1747	Italy
Statsbiblioteket i Århus	1902	1902	Denmark
Biblioteca Nazionale Centrale, Vittorio Emanuele II, Rome	1910	1876	Italy
National Library of Wales	1911	1907	U. K.
Jyväskylän Research Library	1912	1912	Finland
La Bibliothèque Nationale Suisse, Berne	1915	1895	Switzerland
Library of the Turuku University	1919	1922*5)	Finland
Göteborgs Universitetsbibliotek	1921-49*6)	1890	Sweden
Universitetsbiblioteket i Bergen	1948	1825	Norway
Research Library of Umeå	1950	1948	Sweden
Univeristätsbibliothek der Freien Universität Berlin	1953	1951	Germany

- (注) ※1) 前身 Royal Library の指定年である。  
 ※2) 前身 Kaiserlich-konigliche Bibliothek の指定および創立年である。  
 ※3) 国立としての公的な創立年は1925年であるが, 前身 Edinburgh's Faculty of Adovocate の指定および創立年を記す。  
 ※4) 1 時中止されたことがあり, カッコ中はその復帰年である。  
 ※5) 1922年大学に昇格した年を記す。  
 ※6) この間は法務省の検閲のための納本寄託所であり, 1950年以降正式となる。

と同様驚くほどさまざまであることが認められる。このほかの国々でも同様で、イタリアではフロレンスとローマの国立図書館の2つに分担され、フロレンスの国立図書館がはじめて1848年イタリア中部のタスカニ地方から出版されるすべての文献の1部を受領し、1870年以降は全国から受領するようになった。さらに、1910年からは別の1部がローマの裁判所、検事局に検閲のため送られることになり、そのうちの全部ではないがローマのヴィクトロ・エマニエル国立中央図書館に保存される。三番目としてもう1部が各州の中央図書館に納入される。フロレンスの国立中央図書館から1886年以降全国書誌として月刊誌 *Bolletino delle pubblicazine italiano ricevute per diritto di stampa* が刊行されている。<sup>31)</sup> この国では出版物に出版年次が記入されていないと罰金が課せられる。スイスでは出版者の自由意志で納本がおこなわれているが、ほとんどの出版者が無料で全出版物を納入している。ノルウェーでは1815年オスロ大学が特権を獲得したが一時中止され、1882年復活され、さらに1948年ベルゲン大学が追加されている。フィンランドはその隣国スウェーデン、ソヴィエトに影響されることが多いが、1707年にはすでにヘルシンキ大学図書館が指定され、1912年にはジュヴェスキレ科学図書館、1919年にはツルク大学、議会図書館と拡大している。<sup>32)</sup> 東欧諸国の特徴は、その国情からして納本の数量が多く、ポーランドは7部、ルーマニア15部、ウクライナ地方とソヴィエト連邦では50部以上要求している。<sup>33)</sup> そして、出版物が発売される前に納本する必要がある。以上述べた主要図書館を一覧表としてまとめてみると、表3のようになる。

16世紀のフランスの一王朝の強欲な計画から出発した納本制度がほとんど全世界に採用されてきていることは真に驚くべきことである。しかしながら、約4世紀にわたるこの制度の発展を納本義務者である印刷者、あるいは出版者の立場から眺めると、これはまた非常に長い、烈しい、厳しい税との闘争であったわけである。イギリスのパトリッジの書いた不朽の名著——「大英帝国納本全史」<sup>34)</sup> は、出版者側からの言い分を“合法的強盗、あるいは合法的掠奪者”と納本制度をよんでおり、さらに、1813年ジョン・ジョージ・クックラン出版社は、納本制度を攻撃したパンフレットの中で“もしも、この法令が議会を通過したときはすべての織物屋は彼等が織った織物のすべての11ヤードのきれはしを公共図書館にあたえるべきだ……”<sup>35)</sup> と書いている。筆者は納本制度を図書館側というか為政者側から表面のみをみてきたが、次回

にはパトリッジのように納本義務者側からの考察の必要を感じずる次第であることを述べてむすびとする。なお、本稿執筆に際して、お世話になったボードレアン図書館 D. S. Porter 司書、ベルリン自由大学図書館長 Guido Auster 博士、国立国会図書館石井五郎、稲村徹元両司書に対して誌上よりお礼申し上げたい。

(慶応義塾図書館)

- 1) 最近のユネスコの調査では、アフガニスタン、エクアドル、カンボジア、リビア、リベリアなどの小国を除く68カ国で採用されている、Collison, R.L. *Bibliographical services throughout the world*, 1950-1959. Paris Unesco, 1961. p. 162-4.
- 2) Institute International de Coopération Intellectuelle. 姉崎正見訳。“納本制：各国に於ける其組織及運用。”*図書館論叢*, 2輯, 1942, p. 178.
- 3) Landau, Thomas, ed. *Encyclopaedia of librarianship*, 2d ed., rev. London, Bowes & Bowers, 1961. p. 192.
- 4) Esdaile, A. *National libraries of the world*. London, Grafton, 1934.  
Dognac, M.T. and Guilbaud. “Le dépôt légal: son sens et son évolution.” *Bulletin des Bibliothèques de France*, année 5e, no. 8, Août 1960, p. 283-91. および *Encyclopaedia of librarianship* など.
- 5) 原語 Arrêt du Conseil d'État の訳.
- 6) フランスの納本規程の仮訳は、国立国会図書館。国立図書館の収書。東京, 1961. p. 157-9. (図書館研究シリーズ, no. 5) を参照.
- 7) Esdaile, *op. cit.*, p. 86.
- 8) Ollé, J.G. “Free books in an affluent society,” *Library world*, vol. 64, no. 750, Dec. 1962, p. 162.
- 9) The Star Chamber の訳.
- 10) The Press Licensing Acts of 1662-1692 の訳.
- 11) The 1709 Copyright Act の訳.
- 12) スコットランドの4つの大学とは、St. Andrews, Glasgow, Aberdeen, Edinburgh 大学である.
- 13) The Union with Ireland Copyright Act of 1801 の訳.
- 14) The Consolidated Fund の訳.
- 15) The Trustees of the British Museum. *Guide to the British Museum*. London, 1964. p. 3.
- 16) The Imperial Copyright Act of 1842 の訳.
- 17) The Imperial Copyright Act of 1911 の訳.
- 18) 原語は Her Majesty's Stationery Office. 皇后陛下文書用達局とした方がわかり易いかも知れない.
- 19) 1911年の著作権法46章15項の“図書館に対する図書の納入について”の全文は、*Halsbury's statutes of England*, 2d ed. London, Butterworth

ヨーロッパ学術図書館事情

- & Co., 1948. p. 793 所収.
- 20) キーデル氏講演録. “イギリスの大学図書館: Oxford, Cambridge, London 大学図書館の比較,” *図書館界*, vol. 15, no. 2, 1963. 8, p. 45.
- 21) Unesco. *The bulletin on bibliography, documentation and terminology*.
- 22) *Der grosse Brockhaus*, Bd. 3, 1953. p. 133.
- 23) *Ibid.*, p. 133.
- 24) White, Carl M., ed. *Bases of modern librarianship*. Oxford, Pergamon Press, 1964. p. 81.
- 25) Institut International de Coopération Intellectuelle, *op. cit.*, p. 180.
- 26) Kirchnor, Hidderbert. “Notwendigkeit und Berechtigung des deutschen Pflichtexemplarrechts,” *Zeitschrift für Bibliothekswesen und Bibliographie*, Jg. 8, Heft 4, 1961, p. 380-7.
- 27) *The statesman's year-book*, 1964-1965. による.
- 28) Harrison, K.C. *Libraries in Scandinavia*. London, Andre Deutsch, 1961. p. 16.
- 29) デンマークの納本規程 (仮訳) は, 国立国会図書館. 国立図書館の収書. 東京, 1961. p. 151 (図書館研究シリーズ, no. 5) を参照.
- 30) Pafford, J.H.P. *Library co-operation in Europe*. London, Library Association, 1935. p. 206.
- 31) *Ibid.*, p.293.
- 32) *Ibid.* p. 231.
- 33) Landau, *op. cit.*, p. 194.
- 34) Partridge, R.C.B. *History of the legal deposit of books throughout the British Empire*. New York, H.W. Wilson, 1938. は絶版であるが, xerox copy で入手できる.
- 35) *Ibid.*, p. 55.